

平成21年 9月 1日

送電線建設技術研究会中部支部
普通会員各位
安全会員各位

(社) 送電線建設技術研究会
中部支部 安全部会
委員長 藤田 敏夫

設備損傷事例報告要領（中部支部版）について（通知）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当部会活動に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、本部で制定された事例以外の軽微な事例（ボルト落下等による設備損傷）まで共有化して再発防止を図るため中部支部版として制定しましたので設備損傷事例報告要領（中部支部版）の運用をお願いします。

なお、本部で制定された報告要領では、送研普通会員が報告対象となっておりますので、本部大報告事例については指定様式（A. B）で報告願います。

敬具

添付書類

- ・ 設備損傷事例報告要領（中部支部版）
- ・ 報告様式（A. B）

以上

設備損傷事例報告要領（中部支部版）

平成 21 年 7 月 21 日
中部支部安全部会制定

1. 目 的

この報告要領は、送電線工事中の荷重等（工具の落下等含む）により、送電線設備（第三者設備含む）を損傷した事例が発生した場合の取扱いについて定め、送研普通・安全会員（以下、会員という）が事例の概要を迅速に把握するとともに、原因・防止対策等の検討成果を共有し、同種事例の発生防止に寄与することを目的とする。

2. 適用範囲

会員が、各電力㈱、電源開発㈱（以下、電力会社という）発注による架空送電線工事を施工中、次の事例が発生した場合に適用する。

なお、事例の適用にあたっては、当該会員会社、電力会社間で調整・協議を行う。

2. 1 中部支部大共有事例（中部電力㈱のみ）

（1）工事中に電力設備、第三者設備を損傷した場合

2. 2 本部大共有事例

（1）工事中に、電線断線及び鉄塔部材変形など送電線設備本体を著しく損傷した場合

（2）当該事象により人身災害を併発した場合は、「人身災害報告要領」による。

3. 報告の種類 災害発生会員（以下、発生会員という）の行う報告は、次の 2 種とする。

（1）設備損傷事例速報

事例の概要を様式一A及びBに記載し、メール・FAX等で速報する。

（2）再発防止対策書

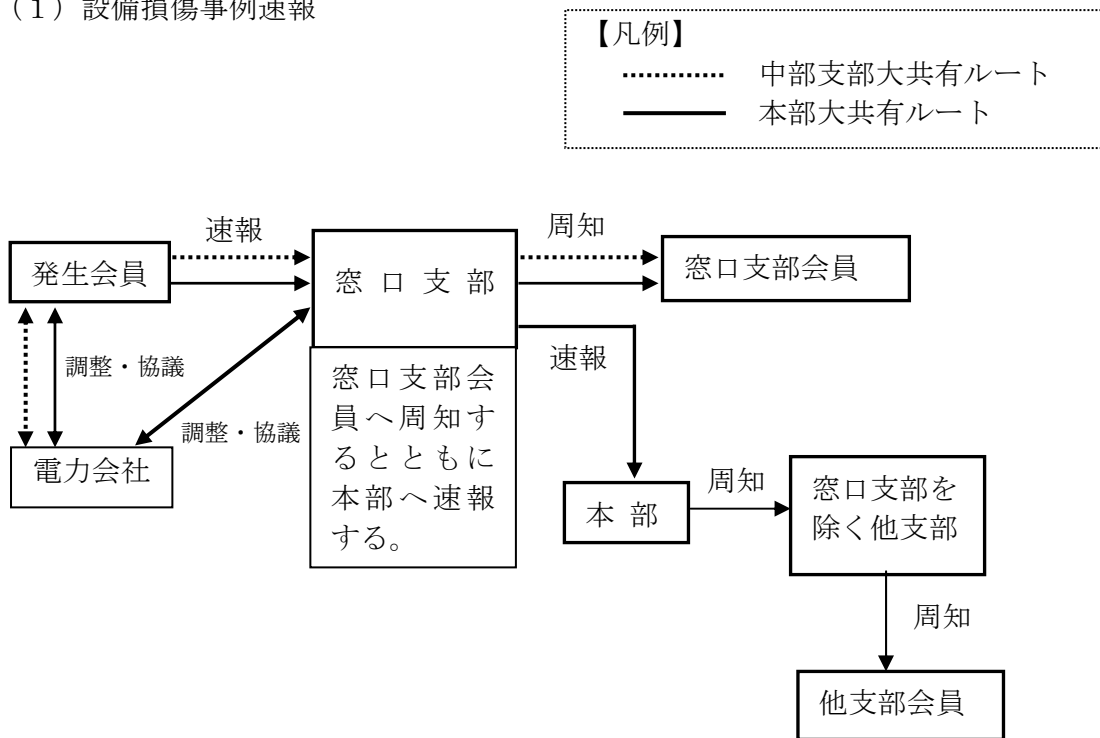
事例の調査結果による再発防止対策書（様式は特に定めない）を発生後、30日を目途に提出する。

但し、2. 1 中部支部大共有事例に該当し設備損傷事例速報に原因・再発防止対策が記載された場合は、再発防止対策書の提出を省略出来る。

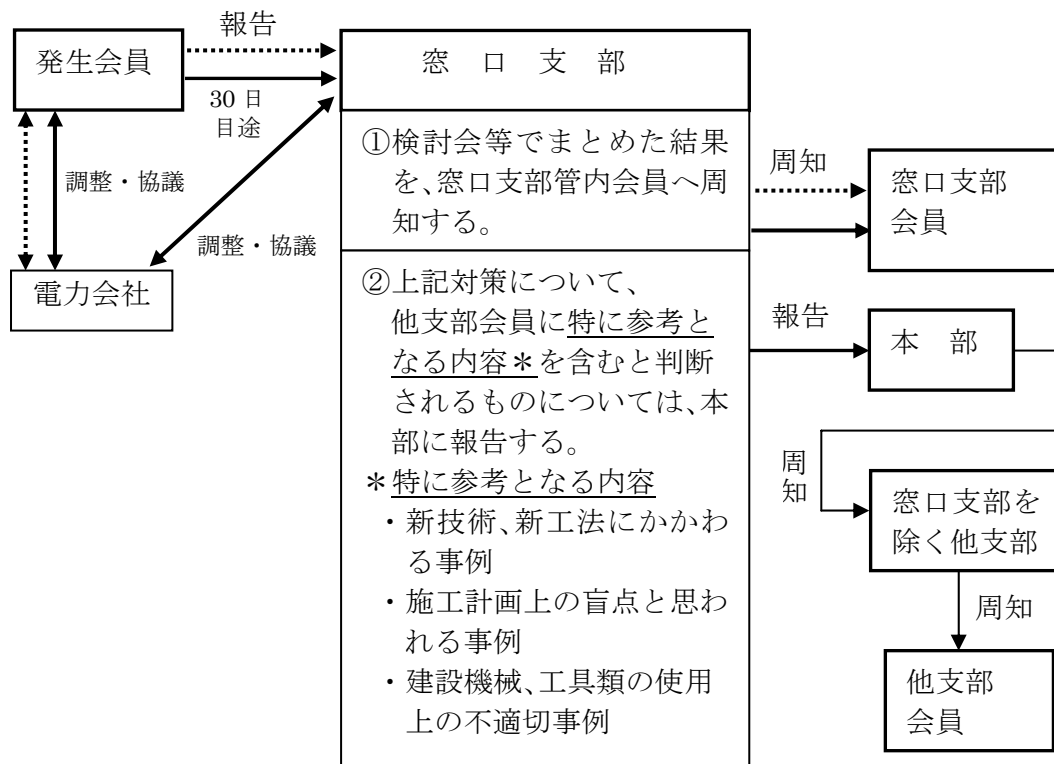
4. 報告及び周知経路

発生会員は発注者の事業所（原則として本社）所在地を管内とする支部事務局（以下、窓口支部という）へ報告し、窓口支部等は、次のルートによって周知などの業務を行う。

(1) 設備損傷事例速報



(2) 再発防止対策書



5. 記載要領

(1) 設備損傷事例速報

a. 工事の種類： 様式—Aの分類とし、下表を参考にする

分類項目		説明
伐 採		仮設、基礎等各工種の伐採（保安伐採を含む）にかかわるものとする。伐採木の搬出等によるものは運搬に入れる。
運搬	人 力 車両（トラック・重機） 索道 ヘリコプタ	仮設、基礎等各工種に伴う資器材・工具・残土等の運搬は、当該工種では整理しないで、運搬に入れる。ただし道路法が適用される公道上の交通災害は除く。
仮 設		塔内仮設及び、索道等の塔外仮設（仮設線路、架線用防護足場は除く）の設置・撤去にかかわるものとし、運搬時のものは、運搬に入れる。
基礎	杭 打 ち 土 止 め 掘 削 配 筋 型 枠 コンクリート 埋 戻 し	本設備及び仮設線路の基礎工事にかかわるものとし、これに伴う資器材の搬出入は、運搬に入れる。
組立	鉄 材 仕 分 け 仮 柱 組 立 鉄 塔 組 立	本設備及び仮設線路の組立工事にかかわるものとし、これに伴う資器材等の搬出入は、運搬に入れる。
防護設備		架線用防護設備の設置・撤去にかかわるものとし、運搬時のものは、運搬に入れる。
架線	が い し 吊 り 延 線 線 交 わ し 緊 線 ジャンパ取付け 付属品取付け、他	本設備及び仮設線路の架線工事にかかわるものとし、これに伴う資器材等の搬出入は、運搬に入れる。
撤 去		仮設、架線用防護足場等を除く本設備及び仮設線路の撤去にかかわるものとし、これに伴う資器材等の搬出入は運搬に入れる。
そ の 他		上記分類に入らないもの。

b. 事例の種類： 様式一Aの分類とし、下表を参考にする。

分類項目	説明
地線・電線の断線、損傷	張力等による断線、機械・工具類との衝突、接触による損傷
鉄塔部材の変形、折損	延線荷重、緊線荷重、組立時荷重等による部材の変形、折損及び機械工具類との衝突、接触による損傷
その他	上記分類に入らないもの。

c. 原因の分類： 様式一Aの分類とし、下表を参考にする。

分類項目	説明
事前設計の不良	設計段階における事前検討の誤り、事前検討の漏れなどの不良によるもの
作業準備の不良	作業計画、工具、資材または防具の点検、検電、給電関係の打合わせ等の作業準備の不良によるもの。
作業方法の不良	作業手順の省略、監視、誘導及び作業上の連絡確認の不十分、接地及び標識等の不備によるもの。
工具または防具の不良	作業着手前の点検によって発見されなかった工具、または防具の欠陥によるもの。
電気工作物の不良	電気工作物の施設上の欠陥によるもの。
作業者の過失	服装の不良、技術の未熟、誤認、錯覚等によるもの。
共同作業者の過失	作業中の被災者に作業上の過失はなく、共同作業者の行為によるもの。
その他	上記分類に入らないもの。

d. 事例の状況： 下記を参考にして、概要を記載する。

- ・ 当時の作業内容
- ・ 班編成、班員の作業分担
- ・ 作業経過
- ・ 事例発生時の作業動作と設備被害状況、措置
- ・ 監督者、指揮者の行動等

(2) 再発防止対策書

記載要領は特に定めないが、概ね下記事項を記載する。

- a. 事例の概要
- b. 原因の分析結果
- c. 再発防止対策

6. 様式 添付用紙の様式とする。

以上